

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年1月6日
【中間会計期間】	第54期中（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小松 賢壽
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	（03）5846-9261
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 松本 裕昭
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区浅草橋三丁目34-10-202
【電話番号】	（03）5846-9261
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 松本 裕昭
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は株式会社サハダイヤモンドロシアとの係争事件について、令和元年6月14日の和解の合意契約においてサハ共和国内で訴訟中の裁判を終結させることに同意し、令和元年9月9日訴訟の取り下げを行いました。これにより、当社は平成30年7月4日に遡り当該日の増資登記の結果を受け入れることとなりました。

これに伴い当社は、過去に提出いたしました半期報告書等に記載されている中間連結財務諸表及び中間財務諸表等に含まれる会計処理を訂正することといたしました。

これらの訂正により、平成30年12月28日に提出いたしました第54期中（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）に係る半期報告書の記載事項（の一部）を訂正する必要が生じたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結中間財務諸表及び中間財務諸表については、公認会計士今若利男及び公認会計士富樫憲史により中間監査を受けており、その中間監査報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
- 2 事業の内容
- 4 従業員の状況

第2 事業の状況

- 2 事業等のリスク
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 主要な設備の状況

第5 経理の状況

- 2 監査証明について
 - 1 中間連結財務諸表等
- (1) 中間連結財務諸表

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期中	第53期中	第54期中	第52期	第53期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
売上高 (百万円)	803	350	16	1,360	459
経常損失 () (百万円)	90	44	81	287	89
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失 () (百万円)	73	51	297	392	81
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	187	67	271	406	154
純資産額 (百万円)	1,181	958	429	1,026	862
総資産額 (百万円)	1,455	1,134	495	1,252	1,032
1株当たり純資産額 (円)	2.57	1.56	1.02	1.70	1.47
1株当たり中間(当期)純 損失金額 () (円)	0.20	0.12	0.71	1.04	0.23
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.4	57.7	86.4	56.8	59.5
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	108	0	587	313	70
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	305	6	857	170	39
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	103	3	99	45	7
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	189	177	375	186	205
従業員数 (人)	31	10	1	27	6
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(3)	(0)	(3)	(3)

(注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。

2.潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第52期中	第53期中	第54期中	第52期	第53期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
売上高 (百万円)	7	9	6	16	20
経常損失 () (百万円)	91	50	77	273	67
中間純利益又は中間 (当期) 純損失 () (百万円)	101	51	129	439	59
資本金 (百万円)	237	10	10	100	10
発行済株式総数 (千株)	358,172	419,172	419,172	419,172	419,172
純資産額 (百万円)	536	210	324	261	194
総資産額 (百万円)	696	353	362	413	338
1株当たり純資産額 (円)	1.48	0.48	0.77	0.60	0.43
1株当たり中間純利益金額 又は1株当たり中間 (当期) 純損失金額 () (円)	0.28	0.12	0.31	1.17	0.16
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期) 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.8	56.7	89.1	61.0	54.4
従業員数 (人)	3	3	1	4	1

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、第54期中以外は潜在株式は存在するものの1株当たり中間 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。第54期中については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社関係会社）が営む事業について、重要な変更があり、3【関係会社の状況】のとおり、ロシア子会社4社を連結の範囲から除外しました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社であった、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）、同社の100％子会社である有限責任会社サハダイヤモンド・センター（ロシア）、有限責任会社サハ・ユーロダイヤモンド（ロシア）及び有限責任会社サハダイヤモンド・フード（ロシア）は、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の増資により当社の持分比率が減少し支配を喪失したため、連結の範囲から除かれております。そのため、子会社は国内の2社のみとなりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ダイヤモンド事業	0（0）
不動産事業	-（-）
トレーディング事業	0（0）
全社（共通）	1（0）
合計	1（0）

- （注）1．従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であり臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない持株会社である提出会社に所属しているものであります。
- 3．従業員数が前連結会計年度末に比べ5（3）名減少したのは、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 1．連結の範囲に関する事項（3）連結の範囲の変更」に記載のとおり、ロシア子会社4社が連結の範囲から除外されたためであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数（人）	1
---------	---

- （注）従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は当半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応しております。

(1) 事業等のリスク

ダイヤモンドの国際相場の変動について

主力商品でありますダイヤモンドは、国際相場の動向により在庫価値に変動が生じる恐れがあります。為替相場の変動について

ダイヤモンドを含む海外取引における資金決済は、米ドル建で行われるため、為替差損が生じる恐れがあります。また、逆に為替差益が発生する可能性もあります。

経済状況について

今後、急激な情勢等の変化があった場合、売上・仕入面においての影響があります。また、日本及び世界各国の一般消費が低迷すると、宝飾品等の販売は全面的に低迷する恐れがあります。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過年度において、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失、及び、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。

また、当中間連結会計期間においては、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上するに至り、日本における賃貸事業が本社ビル売却により大幅に縮小いたしました。また、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、ロシア子会社4社が連結の範囲から除外されております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または、状況が存在していません。

(3) 「業績」基準に係る猶予期間からの解除について

当社株式は、平成24年3月期から平成27年3月期までの4期連続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の状態となったことから、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に該当する為、上場廃止に係る猶予期間入りしておりますが、平成28年3月期有価証券報告書を関東財務局長に提出し、営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でないと確認された時点で、同猶予期間入り銘柄の指定を解除されました。

(4) 「株価」基準に係る猶予期間からの解除について

当社株式は、平成28年6月の上場株価（月末終値及び月間終値平均）が10円未満となり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が「株価」基準による上場廃止に係る猶予期間入りしておりましたが、「株式会社サハダイヤモンド株式は、2016年6月の株価が10円未満となり、本日、3か月以内（9月末まで）に株価が10円以上とならなかったことが確認されたため。」との理由から、平成28年9月30日付で当社株式の上場廃止が決定し、平成28年11月1日付で上場廃止となりました。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、戦後、好景気の期間が最も長くなるのではないかとされており、全体として緩やかな回復基調を維持しつつも、OPEC・ロシアによる原油減産の合意継続後の原油価格の下落や、英国の欧州連合（EU）からの離脱決定後の貿易協定動向、中国の設備最大手ファーウェイCEOの逮捕に見られるアメリカと中国のハイテク主導権争いによる貿易戦争への懸念、日本においては個人消費の盛り上がりの弱さ・個人所得の二極化などから、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような経済状況のもと、当社グループの属する宝飾業界は、依然として厳しい経営環境が継続しております。

連結子会社の株式会社バージンダイヤモンドが展開するダイヤモンド事業では、エンゲージリング及びマリッジリングをメインとした「Virgin Diamond」及び楽天市場の「ザ・ベストサプライズ」のインターネット販売に加え、プライダルジュエリー及び高額品の店舗販売を行っております。インターネット販売、プライダルジュエリー及び高額品に積極的に取り組んでまいりましたが、インターネット販売については広告宣伝の不足、また、プライダルジュエリー及び高額品販売は予約制としたことから低迷しております。

ダイヤモンド研磨事業では、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）及び有限会社サハ・ユーロダイヤモンド（ロシア）が連結の範囲から除外されたため、セグメントの区分から除かれています。

また、当社及び株式会社サハダイヤモンド（ロシア）と有限責任会社サハダイヤモンド・センター（ロシア）が展開する不動産賃貸事業の業績は、当社においては本社墨田区千歳ビルを平成30年8月に売却いたしました。今後は日本での事業規模が大幅に縮小する予定です。ロシアにおいては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）及び有限会社サハダイヤモンド・センター（ロシア）が連結の範囲から除外されたため、当中間連結会計期間においては、不動産賃貸事業は行われておりません。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は16百万円（前年同期比95.3%減）、営業損失は79百万円（前年同期は55百万円）、経常損失は81百万円（前年同期は44百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失297百万円（前年同期は損失51百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（ダイヤモンド事業）

日本におけるダイヤモンド事業の売上高は10百万円（前年同期比69.5%減）、セグメント損失は2百万円（前年同期は利益3百万円）となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業の売上高は5百万円（前年同期比86.1%減）、セグメント損失は0百万円（前年同期は利益0百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は本社墨田区千歳ビルの売却により、前連結会計年度末に比べ170百万円増加し、375百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は587百万円（前年同期0百万円）となりました。これは主に連結範囲の変更による減少509百万円を計上し、有形固定資産売却による減少が207百万円、有形固定資産の売却による減少が207百万円となったためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、857百万円の資金を入手いたしました。（前年同期 6百万円）となりました。

これは主に連結範囲の変更による増加が425百万円、有形固定資産の売却による収入増加が431百万円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は99百万円（前年同期3百万円）となりました。これは主に、短期借入金の返済額が99百万円あったためです。

生産、受注及び販売の状況

(1) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
ダイヤモンド事業	6	17.1
不動産賃貸事業	6	15.0
トレーディング事業	-	-
合計	13	3.4

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ロシア子会社 4 社を、連結の範囲から除外したため「ダイヤモンド研磨事業」がありません。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
ダイヤモンド事業	10	30.5
不動産賃貸事業	5	8.0
トレーディング事業	-	-
合計	16	1.2

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

4. ロシア子会社 4 社を、連結の範囲から除外したため「ダイヤモンド研磨事業」がありません。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
クリスタル生産合同株式会社	207	59.0	-	-
サハダイヤモンド (上海) 有限公司	74	21.0	-	-
株式会社アーバンブレイン	-	-	2	17.7

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において、判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準により作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営陣による会計方針の採用、資産・負債及び収益・費用の計上については会計基準及び実務指針等により見積もりを行っています。この見積もりについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

なお、中間連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項(中間連結財務諸表の作成のための基本となる事項)」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

当中間連結会計期間における売上高は16百万円（前年同期比95.4%減）となりました。

売上総利益

当中間連結会計期間における売上総利益は3百万円（前年同期比82.8%減）となりました。

販売費及び一般管理費

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は82百万円（前年同期比11.0%増）となりました。

営業損益

以上の結果により、当中間連結会計期間における営業損失は79百万円（前年同期は55百万円）となりました。

経常損益

当中間連結会計期間における経常損失は81百万円（前年同期は44百万円）となりました。

特別損益

当中間連結会計期間において特別利益として固定資産売却益を207百万円計上し、特別損失として子会社の支配喪失による損失423百万円を計上しております。

（前年同期は、特別損失として固定資産売却損を12百万円計上してありました。）

親会社株主に帰属する中間純損益

以上の結果、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純損失297百万円（前年同期は51百万円の損失）となりました。

(3) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は495百万円となり、前連結会計年度末と比較して537百万円減少いたしました。

主な原因は、当中間連結会計期間において、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、ロシア子会社4社が連結の範囲から除外されたためであります。

資産、負債及び純資産の状況は次のとおりであります。

資産の部

本社ビル売却により資産が207百万円プラスに寄与したものの、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、ロシア子会社4社が連結の範囲から除外されたこと等により537百万円の減少となりました。

負債の部

主として本社墨田区千歳ビル購入のための短期借入金を99百万円返済し、差入保証金4百万円も精算した為、104百万円の減少となりました。

純資産の部

主として「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、ロシア子会社4社が連結の範囲から除外されたため、432百万円の減少となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりですが、現金及び現金同等物の残高は375百万円と前連結会計年度末より170百万円増加しております。

今後の事業展開上、十分な手持ち資金ではないことから、営業面ではそれぞれの事業により販売の開拓を積極的に推進し、営業活動によるキャッシュ・フローの増大を図り、併せて、管理費の削減、経営の効率化を図り、財務体質の改善を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

平成30年7月13日に不動産売買契約書を締結し、平成30年8月22日に本社墨田区千歳ビルを税込み436,028,000円で売却いたしました。そのため、今後日本における不動産事業は大幅な縮小となります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、平成30年7月13日に不動産売買契約書を締結し、平成30年8月22日に本社墨田区千歳ビルを税込み436,028,000円で売却いたしました。そのため、今後日本における不動産事業は大幅な縮小となります。

ロシアにおいては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおり、株式会社サハダイヤモンド(ロシア)及び有限会社サハダイヤモンド・センター(ロシア)が連結の範囲から除外されたため、当中間連結会計期間においては、不動産事業は行われておりません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却は以下の通りであります。平成30年7月13日に不動産売買契約書を締結し、平成30年8月22日に本社墨田区千歳ビルを税込み436,028,000円で売却いたしました。

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設は以下の通りであります。今後日本における拠点事務所は平成30年10月30日に契約し平成30年11月7日に購入いたしました台東区浅草橋の区分所有物件であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	628,000,000
計	628,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株)(平成30年9月30日)	提出日現在発行数 (株)(平成30年12月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	419,172,137	419,172,137	非上場	単元株式数 1,000株
計	419,172,137	419,172,137	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき、新株予約権を発行しています
第12回新株予約権(平成28年11月2日開催の取締役会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,490,000	1,490,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月18日 至 平成31年11月17日 (但し、(注)4.「自己新株予約権 の取得事由および取得の条件」に 従って当社が本新株予約権の全部又 は一部を取得する場合、当社が取得 する本新株予約権については、取得 日の前日までとする。)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権1個当たりの株式 を分割する一部行使はできない ものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得 については、当社取締役会の承 認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数190,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項(2)ないし(4)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注)2.「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものと

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

する。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第2項「新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)2.「新株予約権の行使時の払込金額」(3)(b)及び(e)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、金1円とする。
- (3) 行使価額の調整
 - (a) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ. 本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ. 株式の分割により普通株式を発行する場合の調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ. 本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d) その他

イ. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

ロ. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

ハ. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (e) 上記(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

イ. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

ロ. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

八．行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (f) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、
（注）1．「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4．自己新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、取得日において本新株予約権1個につき金15円で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本項に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。）。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法により行うものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	—	419,172,137	—	10	—	168

(5) 【大株主の状況】

平成30年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
宗教法人天照の神の会	栃木県芳賀郡芳賀町西水沼1047-1	121,361	28.96
山崎 和也	青森県弘前市	28,970	6.91
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES (HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	12,102	2.88
CORE PACIFIC-YAMAICHI INTERNATIONAL (H.K.)LIMITED A/C CLIENT	11/F, CHINA RESOURCES BUILDING, 26 HARBOUR ROAD,WANCHAI, HONG KONG	6,117	1.46
SCBHK AC SUN HUNG KAI INV SERVICES LTD-CLUNLISTED SHARES A/C	L E E GARDEN ONE,33 HYSAN AVENUE,CAUSEWAY BAY,HONG KONG	6,097	1.45
阿部 健治郎	山形県酒田市	5,660	1.35
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI,HONG KONG	5,619	1.34
大谷 洋介	神奈川県横浜市	4,200	1.00
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	3,875	0.93
永坂 博紀	愛知県碧南市	3,583	0.86
計	-	197,588	47.14

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年 9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 47,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 414,604,000	414,604	同上
単元未満株式	普通株式 4,520,137	-	同上
発行済株式総数	419,172,137	-	-
総株主の議決権	-	414,604	-

(注) 証券保管振替機構名義株式3,210株は「完全議決権株式 (その他)」に3個、「単元未満株式」に210株を含めて記載しております。

【自己株式等】

平成30年 9 月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社サハダイヤ モンド	東京都墨田区千歳 三丁目12番 7 号	47,000	-	47,000	0.00
計	-	47,000	-	47,000	0.00

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日まで役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 今若利男及び 公認会計士 富樫憲史により中間監査を受けております。

また、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、公認会計士 今若利男及び 公認会計士 富樫憲史により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	205	375
受取手形及び売掛金	18	4
たな卸資産	132	111
その他	33	3
貸倒引当金	12	3
流動資産合計	375	491
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	733	-
減価償却累計額	219	-
建物及び構築物（純額）	1 513	-
土地	1 100	-
その他	56	23
減価償却累計額	33	23
その他（純額）	23	0
有形固定資産合計	637	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
固定化営業債権	436	434
長期貸付金	18	3
貸倒引当金	435	434
投資その他の資産合計	19	3
固定資産合計	656	3
資産合計	1,032	495

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2	22
短期借入金	1 99	-
未払法人税等	0	0
前受金	1	0
その他	54	39
流動負債合計	157	62
固定負債		
その他	12	3
固定負債合計	12	3
負債合計	170	65
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金	244	244
利益剰余金	669	176
自己株式	2	2
株主資本合計	921	428
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	323	-
その他の包括利益累計額合計	323	-
新株予約権	1	1
非支配株主持分	263	0
純資産合計	862	429
負債純資産合計	1,032	495

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	350	16
売上原価	331	13
売上総利益	18	3
販売費及び一般管理費	1 74	1 82
営業損失()	55	79
営業外収益		
受取利息	0	0
貸倒引当金戻入額	6	3
その他	15	0
営業外収益合計	23	4
営業外費用		
支払利息	3	2
為替差損	9	1
その他	0	2
営業外費用合計	13	6
経常損失()	44	81
特別利益		
固定資産売却益	-	207
特別利益合計	-	207
特別損失		
固定資産売却損	12	-
子会社の支配喪失による損失	-	423
特別損失合計	12	423
税金等調整前中間純損失()	57	297
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
中間純損失()	57	297
非支配株主に帰属する中間純損失()	6	-
親会社株主に帰属する中間純損失()	51	297

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純損失()	57	297
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	9	569
その他の包括利益合計	9	569
中間包括利益	67	271
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	56	25
非支配株主に係る中間包括利益	11	245

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,376	1,470	2	1,002
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			51		51
自己株式の取得				0	0
利益剰余金から資本剰 余金への振替		2,221	2,221		-
資本金から剰余金への 振替	90	90			-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					-
当中間期変動額合計	90	2,131	2,170	0	51
当中間期末残高	10	244	699	2	951

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	291	291	10	304	1,026
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）					51
自己株式の取得					0
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
資本金から剰余金への 振替					-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	4	4	-	11	16
当中間期変動額合計	4	4	-	11	67
当中間期末残高	296	296	10	293	958

当中間連結会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	244	669	2	921
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			<u>297</u>		<u>297</u>
自己株式の取得				0	0
利益剰余金から資本剰 余金への振替					
資本金から剰余金への 振替					
連結範囲の変動			<u>195</u>		<u>195</u>
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計			<u>492</u>	0	<u>492</u>
当中間期末残高	10	244	<u>176</u>	2	<u>428</u>

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	323	323	1	263	862
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）					<u>297</u>
自己株式の取得					0
利益剰余金から資本剰 余金への振替					
資本金から剰余金への 振替					
連結範囲の変動	<u>323</u>	<u>323</u>		<u>263</u>	<u>135</u>
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	323	323		263	<u>432</u>
当中間期末残高	-	-	1	-	<u>429</u>

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	57	297
減価償却費	23	5
貸倒引当金の増減額(は減少)	11	9
受取利息及び受取配当金	12	0
有形固定資産除売却損益(は益)	-	207
支払利息	3	2
為替差損益(は益)	9	0
子会社の支配喪失による損失	-	423
売上債権の増減額(は増加)	19	13
前渡金の増減額(は増加)	0	-
未収消費税等の増減額(は増加)	17	3
たな卸資産の増減額(は増加)	32	3
仕入債務の増減額(は減少)	10	20
前受金の増減額(は減少)	52	-
未収入金の増減額(は増加)	22	3
その他	24	² 519
小計	4	584
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	3	2
法人税等の支払額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	0	587
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8	-
有形固定資産の売却による収入	1	431
貸付金の回収による収入	0	0
その他	-	³ 425
投資活動によるキャッシュ・フロー	6	857
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	3	99
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	3	99
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9	⁴ 170
現金及び現金同等物の期首残高	186	205
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 177	¹ 375

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。

当中間連結会計期間には、本社墨田区千歳ビルを売却した一方、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 (3) 連結の範囲の変更」に記載のとおりロシア子会社4社が連結の範囲から除外されたため、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため引き続き今後の収益の柱となるダイヤモンド事業の再構築を図っております。

当社グループは、事業計画を着実に実行し、既存のダイヤモンド事業の収益力の改善に注力するとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまいる所存です。

しかしながら、当社グループの計画は、当社グループが属する宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、経済状況の変動などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社2社

株式会社バージンダイヤモンド

株式会社サハダイヤモンド・トレーディング

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更

当中間連結会計期間の期首において、当社の連結子会社であった、株式会社サハダイヤモンド(ロシア)、同社の100%子会社である有限責任会社サハダイヤモンド・センター(ロシア)、有限責任会社サハ・ユーロダイヤモンド(ロシア)及び有限責任会社サハダイヤモンド・フード(ロシア)は、株式会社サハダイヤモンド(ロシア)の増資により当社の持分比率が減少し支配を喪失したため、連結の範囲から除かれております。これにより、当中間連結会計期間における連結子会社の数は、前連結会計年度末の6社から2社になっております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

株式会社バージンダイヤモンド、株式会社サハダイヤモンド・トレーディングの中間会計期間の末日は中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

ダイヤの一部は個別法による原価法、その他のたな卸資産は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～30年

工具器具備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ニ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ホ) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(ヘ) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
建物及び構築物	171百万円	-百万円
土地	56	-
計	227	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
短期借入金	99百万円	-百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
支払手数料	13百万円	56百万円
人件費	32	7
支払報酬	6	12
貸倒引当金繰入額	5	1

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成29年 4 月 1 日 至平成29年 9 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	419,172,137	-	-	419,172,137
合計	419,172,137	-	-	419,172,137
自己株式				
普通株式	43,945	660	-	44,605
合計	43,945	660	-	44,605

増加株式数は、単元未満株式の買い取り請求による取得であります。

2 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			当連結会計年 度期首	当中間連 結会計期 間増加	当中間連 結会計期 間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第11回新株予約権	普通株式	57,000,000	-	-	57,000,000	8
	第12回新株予約権	普通株式	149,000,000	-	-	149,000,000	1
合計		-	206,000,000	-	-	206,000,000	10

3 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	419,172,137	-	-	419,172,137
合計	419,172,137	-	-	419,172,137
自己株式				
普通株式	44,705	2,940	-	47,645
合計	44,705	2,940	-	47,645

増加株式数は、単元未満株式の買い取り請求および譲渡による取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）
			当連結会計年 度期首	当中間連 結会計期 間増加	当中間連 結会計期 間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 （親会社）	第12回新株予約権	普通株式	149,000,000	-	-	149,000,000	1
合計		-	149,000,000	-	-	149,000,000	1

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
現金及び預金勘定	177百万円	375百万円
現金及び現金同等物	177	375

2 営業活動によるキャッシュ・フロー

「その他」には連結範囲の変動による減少額510百万円が含まれております。

3 投資活動によるキャッシュ・フロー

「その他」には連結範囲の変動による増加額425百万円が含まれております。

- 4 現金及び現金同等物の増減額には連結範囲の変動による減少額85百万円が含まれております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	205	205	-
(2) 受取手形及び売掛金	18	18	-
(3) 貸付金	19	21	1
(4) 固定化営業債権 貸倒引当金()	436 (435)	436 (435)	
差引	0	0	-
資産計	244	246	1
(5) 支払手形及び買掛金	(2)	(2)	-
(6) 短期借入金	(99)	(98)	-
(7) 未払金	(50)	(50)	-
(8) 未払法人税等	(0)	(0)	-
負債計	(152)	(152)	-

()は、負債に計上されております。

()固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(平成30年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	375	375	-
(2) 受取手形及び売掛金	4	4	-
(3) 貸付金	4	4	0
(4) 固定化営業債権 貸倒引当金()	434 (434)	434 (434)	
差引	0	0	-
資産計	384	384	0
(5) 支払手形及び買掛金	(22)	(22)	-
(6) 未払金	(32)	(32)	-
(7) 未払法人税等	(0)	(0)	-
負債計	(55)	(55)	-

()は、負債に計上されております。

()固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 固定化営業債権

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
非上場株式	0	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

その他有価証券

前連結会計年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（注）非上場株式（中間連結貸借対照表計上額0百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産関係）

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びロシア連邦ヤクーツク市において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。なお、これら賃貸オフィスビルや賃貸商業施設については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	当中間連結会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）		
期首残高	550	468
期中増減額	82	468
中間期末（期末）残高	468	-
中間期末（期末）時価	620	-

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．前連結会計年度の主な減少額は、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の所有不動産の為替変動によるものであります。

3．「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 1．連結の範囲に関する事項（3）連結の範囲の変更」に記載の通り、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）及び有限会社サハダイヤモンド・センター（ロシア）が連結除外となり、当社が所有する賃貸オフィスビルも当中間連結会計期間に売却したため、当中間連結会計期間末の賃貸用不動産の残高はゼロとなっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社グループは、「ダイヤモンド事業」、「トレーディング事業」、「不動産賃貸事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ダイヤモンド事業」は、日本におけるインターネット及び店舗によるブライダルジュエリー等の販売を行っております。

「ダイヤモンド研磨事業」は、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）及び有限責任会社サハユーロダイヤモンドが行っており、両社は連結の範囲から除外されており、当中間連結会計年度の中間連結損益計算書にはダイヤモンド研磨事業に係る損益は含まれておりません。

そのため前中間連結会計期間のセグメント情報は、当中間連結会計期間の情報セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

「不動産賃貸事業」は、本社及びロシアにおいてビルテナントの賃貸を行っていましたが、そのうちロシアにおける不動産賃貸事業は株式会社サハダイヤモンド（ロシア）及び有限責任会社サハダイヤモンド・センターは連結の範囲から除外されており、また日本においても本社賃貸ビルを売却しているため中間連結決算日においては、賃貸用不動産の残高はゼロとなっております。

「トレーディング事業」は、各種商品の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は社内振替価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

	報告セグメント				その他	合計
	ダイヤモンド事業	不動産賃貸事業	トレーディング事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	35	40	-	75	275	350
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	0	-	0	10	10
計	35	40	-	75	285	361
セグメント利益	3	0	0	3	6	2
セグメント資産	173	452	0	626	341	967
その他の項目						
減価償却費	0	15	-	15	4	20
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	5	-	5	1	7

(注) その他は、旧「ダイヤモンド研磨事業」の数字であります。

当中間連結会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

	報告セグメント			
	ダイヤモンド事業	不動産賃貸事業	トレーディング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	10	5	-	16
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	0	-	0
計	10	5	-	16
セグメント利益	2	0	0	2
セグメント資産	143	-	0	144
その他の項目				
減価償却費	0	4	-	4
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	-	-

4．報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	75	16
セグメント間取引消去	10	0
「その他」の区分の売上高	285	-
中間連結財務諸表の売上高	350	16

（単位：百万円）

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	3	2
「その他」の区分の利益	6	-
本社管理部門及び各報告セグメント間の相殺消去	0	0
全社費用（注）	52	76
中間連結財務諸表の営業損失（ ）	55	79

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	626	144
「その他」の区分の資産	341	-
本社管理部門及び各報告セグメント間の相殺消去	10	11
全社資産（注）	186	362
中間連結財務諸表の資産合計	1,134	495

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間
減価償却費	15	4	4	-	2	1	23	5
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	5	-	1	-	0	-	8	-

【関連情報】

前中間連結会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	ヨーロッパ	合計
44	74	231	350

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ヨーロッパ	合計
234	432	667

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
クリスタル生産合同公開型株式会社	207	ダイヤモンド研磨事業
サハダイヤモンド（上海）有限公司	74	ダイヤモンド研磨事業

当中間連結会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	ヨーロッパ	合計
16	-	-	16

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ヨーロッパ	合計
0	-	0

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アーバンブレイン	2	不動産賃貸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	1.42円	1.02円

1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
1 株当たり中間純損失金額 ()	0.12円	0.71円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失金額 () (百万円)	51	297
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 金額 () (百万円)	51	297
普通株式の期中平均株式数 (株)	419,172,137	419,125,175
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権 2 種類 (第11回 新株予約の数570,000個及び第 12回新株予約の数1,490,000 個)。 なお、概要は「第 4 提出会 社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権 1 種類 (第12回 新株予約の数1,490,000個)。 なお、概要は「第 4 提出会 社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 そ 他の新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(注) 1 . 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当
たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握
できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 重要な係争事件の発生

平成30年8月29日に子会社である株式会社サハダイヤモンド（ロシア）へ訪問し、業務監査を行った際、同社の対応に不明瞭な行動や返答があったことから、現地ロシアの弁護士に登記状況の確認を依頼したところ、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の資本金につき、平成30年7月4日にロシアの法人の統一国家登記簿において540,000ルーブルから2,160,000ルーブルへと増資を理由として増加した旨の登記がなされていて、この登記を前提とすれば、当社が保有する株式の出資比率についても、58.8444%から14.7111%まで減少したこととなります。そこで、平成30年10月1日に第一訴訟で平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）での臨時不在株主総会での増資の決議無効等を求めサハ共和国（ヤクーチア）商事裁判所へ提訴を行いました。次に平成30年10月18日に第二訴訟にて平成30年6月27日の同社の定時株主総会での一方的な取締役の選任と定款の変更の無効を求め提訴を行い、同時に当社が提訴した、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の「取締役」「株主」および「社員」の勝手な判断を抑えるために資産の保全手続きについても同時に行いました。

当社としては、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の増資は不当であり、依然として当社の子会社であると判断して提訴を行っています。

なお、今後については、平成30年11月23日以降の第一訴訟の次回公判が平成31年9月9日という期日になっています。

2. 重要な係争事件の解決

上記1に記載の係争事件について、令和元年6月14日の和解の合意契約においてサハ共和国内で訴訟中の裁判を終結させることに同意し、令和元年9月9日訴訟の取り下げを行いました。これにより、当社は平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の臨時不在株主総会での増資決議に基づく平成30年7月4日の増資登記の結果を受け入れることとなりました。

3. 重要な固定資産の取得

平成30年10月30日に、本社の拠点として東京都台東区浅草橋に区分所有ビルを46,500,000円で購入致しました。

(2) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成30年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106	358
前払費用	0	0
未収入金	4	0
その他	1	1
貸倒引当金	5	1
流動資産合計	106	358
固定資産		
有形固定資産		
建物	286	-
減価償却累計額	114	-
建物（純額）	1 171	-
工具、器具及び備品	22	21
減価償却累計額	22	21
工具、器具及び備品（純額）	0	0
土地	1 56	-
有形固定資産合計	228	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	0	0
長期貸付金	3	3
破産更生債権等	1,612	1,611
貸倒引当金	1,612	1,611
投資その他の資産合計	3	3
固定資産合計	231	3
資産合計	338	362

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成30年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 99	-
未払金	28	31
未払法人税等	0	0
前受収益	0	-
預り金	9	0
その他	0	5
流動負債合計	140	38
固定負債		
その他	4	-
固定負債合計	4	-
負債合計	144	38
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金		
資本準備金	168	168
その他資本剰余金	76	76
資本剰余金合計	244	244
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	59	70
利益剰余金合計	59	70
自己株式	2	2
株主資本合計	192	322
新株予約権	1	1
純資産合計	194	324
負債純資産合計	338	362

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	9	6
売上原価	6	6
売上総利益	3	0
販売費及び一般管理費	53	77
営業損失()	49	77
営業外収益	2	4
営業外費用	13	15
経常損失()	50	77
特別利益	-	207
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	50	130
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
中間純利益又は中間純損失()	51	129

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	100	168	2,208	2,376	2,221	2,221	2	251	10	261
当中間期変動額										
中間純損失（ ）					51	51		51		51
自己株式の取得							0	0		0
利益剰余金から資本剰余金 への振替			2,221	2,221	2,221	2,221		-		-
資本金から剰余金への振替	90		90	90				-		-
当中間期変動額合計	90	-	2,131	2,131	2,170	2,170	0	51	-	51
当中間期末残高	10	168	76	244	51	51	2	200	10	210

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約 権	純資産合 計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	10	168	76	244	59	59	2	192	1	194
当中間期変動額										
中間純利益					129	129		129		129
自己株式の取得							0	0		0
利益剰余金から資本剰余金 への振替										
資本金から剰余金への振替										
当中間期変動額合計					129	129	0	129		129
当中間期末残高	10	168	76	244	70	70	2	322	1	324

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、継続的な営業損失を計上しており、前事業年度において、重要な営業損失、当期純損失を計上していません。

また、当中間会計期間には本社墨田区千歳ビルを売却したため、中間純損失こそ計上していませんが、今後、賃貸事業の収入源が大きく縮小する見込みです。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、事業計画を着実に実行し、不動産賃貸事業の収益力の改善に注力するとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまいります。

しかしながら、不動産賃貸事業は、経済状況の変動や価格競争などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映していません。

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備	6～20年
工具・器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成30年 9 月30日)
建物	171百万円	-百万円
土地	56	-
計	227	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成30年 9 月30日)
短期借入金	99百万円	-百万円

(中間損益計算書関係)

1 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
支払利息	3百万円	2百万円

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式0百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式0百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

中間連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 【その他】

特記事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第53期）（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）平成30年 7 月 2 日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

事業年度（第53期中）（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日）平成30年 7 月 2 日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成30年 6 月27日関東財務局長に提出。

平成29年 6 月29日に提出の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年1月6日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

公認会計士今若利男事務所
公認会計士 今若 利男 印

公認会計士富樫憲史事務所
公認会計士 富樫 憲史 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たちは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり会社は、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。当中間連結会計期間には、本社墨田区千歳ビルを売却した一方、会計方針に記載のとおり、ロシア子会社4社が連結の範囲から除外されたため、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる、なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、

重要な係争事件の発生

平成30年8月29日に子会社である株式会社サハダイヤモンド（ロシア）へ訪問し、業務監査を行った際、同社の対応に不明瞭な行動や返答があったことから、現地ロシアの弁護士に登記状況の確認を依頼したところ、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の資本金につき、平成30年7月4日にロシアの法人の統一国家登記簿において540,000ルーブルから2,160,000ルーブルへと増資を理由として増加した旨の登記がなされていて、この登記を前提とすれば、当社が保有する株式の出資比率についても、58.8444%から14.7111%まで減少したこととなる。そこで、平成30年10月1日に第一訴訟で平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）での臨時不在株主総会での増資の決議無効等を求めサハ共和国（ヤクーチア）商事裁判所へ提訴を行った。次に平成30年10月18日に第二訴訟にて平成30年6月27日の同社の定時株主総会での一方的な取締役の選任と定款の変更の無効を求め提訴を行い、同時に当社が提訴した、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の「取締役」「株主」および「社員」の勝手な判断を抑えるために資産の保全手続きについても同時に行った。

重要な係争事件の解決

上記に記載の係争事件について、令和元年6月14日の和解の合意契約においてサハ共和国内で訴訟中の裁判を終結させることに同意し、令和元年9月9日訴訟の取り下げを行った。これにより、当社は平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の臨時不在株主総会での増資決議に基づく平成30年7月4日の増資登記の結果を受け入れることとなった。

重要な固定資産の取得

平成30年10月30日に、本社の拠点として東京都台東区浅草橋に区分所有ビルを46,500,000円で取得している。

上記の事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、中間連結財務諸表を訂正している。なお、私たちは、訂正前の中間連結財務諸表に対して平成30年12月28日に中間監査報告書を提出した。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年1月6日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

公認会計士今若利男事務所
公認会計士 今若 利男 印

公認会計士富樫憲史事務所
公認会計士 富樫 憲史 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、前事業会計年度において、重要な営業損失、当期純損失を計上した。当中間会計期間には、本社墨田区千歳ビルを売却したため、中間純損失こそ計上していないが、今後賃貸部門の収入源が大きく縮小する見込みである。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

2．当重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、

平成30年8月29日に子会社である株式会社サハダイヤモンド（ロシア）へ訪問し、業務監査を行った際、同社の対応に不明瞭な行動や返答があったことから、現地ロシアの弁護士に登記状況の確認を依頼したところ、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の資本金につき、平成30年7月4日にロシアの法人の統一国家登記簿において540,000ルーブルから2,160,000ルーブルへと増資を理由として増加した旨の登記がなされていて、この登記を前提とすれば、当社が保有する

株式の出資比率についても、58.8444%から14.7111%まで減少したこととなる。そこで、平成30年10月1日に第一訴訟で平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）での臨時不在株主総会での増資の決議無効等を求めサハ共和国（ヤクーチア）商事裁判所へ提訴を行った。次に平成30年10月18日に第二訴訟にて平成30年6月27日の同社の定時株主総会での一方的な取締役の選任と定款の変更の無効を求め提訴を行い、同時に当社が提訴した、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の「取締役」「株主」および「社員」の勝手な判断を抑えるために資産の保全手続きについても同時に行った。

重要な係争事件の解決

上記に記載の係争事件について、令和元年6月14日の和解の合意契約においてサハ共和国内で訴訟中の裁判を終結させることに同意し、令和元年9月9日訴訟の取り下げを行った。これにより、当社は平成29年12月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の臨時不在株主総会での増資決議に基づく平成30年7月4日の増資登記の結果を受け入れることとなった。

上記の事項は私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

重要な固定資産の取得

平成30年10月30日に、本社の拠点として東京都台東区浅草橋に区分所有ビルを46,500,000円で取得している。

上記の事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、中間連結財務諸表を訂正している。なお、私たちは、訂正前の中間連結財務諸表に対して平成30年12月28日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。